

交	00	01	3年
(令和10年3月末まで保存)			
(令和10年3月31日まで有効)			

交 規 第 3 2 6 号
令 和 6 年 8 月 2 3 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 規 制 課 長

白線の設置間隔を拡大した横断歩道等を設ける場合の留意事項について

今般、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）が一部改正され、指示標示「横断歩道（201）」の様式及び指示標示「斜め横断可（201の2）」のうち対角線方向に設ける場合の様式について、白線と白線の間隔を現行の「45cm～50cm」から「45cm～90cm」に改め、白線の設置間隔を最大90cmまで拡大できることとされました。

この改正に関し、先般警察庁が行った意見募集においては、「白線の設置間隔を拡大すると、塗料の凹凸を足で感じて横断歩道を認識している視覚障害者や視力の弱い人が横断歩道を認識しにくくなるのではないか。」といった意見が多く寄せられたところです。こうした意見も踏まえ、白線の設置間隔を拡大した横断歩道又は斜め横断可を表示する道路標示（以下「白線の設置間隔を拡大した横断歩道等」という。）を設置する際には、音響信号機とエスコートゾーンが設置されている場所について関係者の意見を聴取しつつ、設置を検討するなど、視覚障害者の安全な横断に十分配慮願います。

また、白線の設置間隔を拡大した横断歩道等を設けた場合には、地域住民、学童、学校関係者、視覚障害者等の関係者に向けて、当該横断歩道等を実際に横断する機会を設けるなどの取組に努めるようお願いします。

担当 交通規制課規制第一係